

町からのお知らせ



第2回興部高校の将来について考える連携協議会の開催について

第2回興部高校の将来について考える連携協議会が、**2月10日（月曜日）18:30**より興部町中央公民館の講堂で開催されます。この会議では、これまでの取組などの状況を説明し、興部高校の将来についてのご意見をいただくため、**会議は公開とし開催いたしますので、自由に会議に参加することができます。また、傍聴される方からも意見を聞く場を設けます**ので、たくさんの町民の皆さんのご出席をお願いします。

■お問合せ 教育委員会 管理課 総務学校係 TEL82-2552

令和6年分 所得申告の受付について

令和6年分の所得申告受付につきまして、次の要領により行いますので、期間内に申告を済まされますようお願いいたします。

■申告が必要な方

○農業、営業、不動産（小作料、家賃等）などの収入のある方

※上記収入の申告につきまして、原則として、収支内訳書を作成の上で申告をお願いします。

○勤務先で年末調整した場合、所得税が精算されているため申告は不要ですが、次のような方は申告をしなければなりません。

- ①給与の年収が2,000万円を超える方
- ②給与を2ヵ所以上から受けていて、合算して年末調整していない方
- ③給与以外の所得の合計額が20万円を超える方

○公的年金を受給している方で次の要件に該当する場合は、申告が必要です。

- ①公的年金の収入（年金を2ヵ所以上から受取っている方は、その合計額）が400万円を超える方
- ②公的年金収入以外に20万円を超える所得のある方
（20万円以下の所得がある場合は、住民税の申告が必要となります。）

○国民健康保険に加入されている方

○後期高齢者医療制度の被保険者の方 など

※混雑緩和のため、営業所得、不動産所得（家賃収入や土地の貸付による収入など）、配当所得、譲渡所得（土地や建物、船舶、株式などの資産を譲渡した人）、山林所得（立木を伐採して得た収入または立木のままで譲渡したことにより得た収入）、退職所得のある方は、極力、紋別税務署またはe-taxで申告をお願いします。役場申告会場にて申告の際は、当日終わらない場合もございます。

■所得のない方も住民税の申告をしてください

所得の額は、国民健康保険税額の算定の基礎となります。申告しないと、所得のない方、少ない方に対する国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。
また、国等の給付金支給に係る判断に用いられる場合もあります。

■公的年金を受給している方も住民税の申告をしてください

日本年金機構等に申告していない配偶者および扶養親族、社会保険料、医療費等の控除を申告することで翌年度の住民税が下がる場合があります。

■申告に必要なもの

- ①給与や年金の源泉徴収票原本
- ②「申告者のマイナンバーカード」または、「通知カード」および「運転免許証等」の本人確認書類
- ③生命保険・地震保険・国民年金などの各種証明書、医療費通知書（領収書）
- ④本人名義の金融機関口座番号
- ⑤税務署から届いたハガキ

■医療費控除に必要なものおよび対象医療費

○対象は医療機関の診療等に係る医療費および一部居宅介護サービス費
（※詳細については国税庁のホームページをご確認ください。）

- ①令和6年中の領収印がある領収書
- ②医療費の明細書

（用紙は税務財政課の窓口または、国税庁のホームページよりダウンロードできます）

※領収書をまとめずお持ちになる方がいますが、役場での「振り分け作業」や「合計額の計算」に時間がかかり、待ち時間が長くなっている状況です。皆様の円滑な申告のため、役場で医療費控除の申告をされる方は、ご自身で集計し、できる限り医療費控除の明細書に記載しお持ちください。やむを得ず医療費通知書または、領収書をお持ちになる方は、次のように整理の上お持ちください。

【領収書の整理方法】

- ①領収書を個人ごとに分ける
- ②個人ごとに分けた領収をさらに病院・薬局ごとに分け、ホチキス等でまとめる

※ホチキスで留める際は左上に一ヵ所で留め、内容、金額が明確に確認できるようにしてください。

■住宅借入金等特別控除に必要なもの

- ①家屋・土地（ローンに敷地の借入も含まれる場合）の登記事項証明書（原本）
- ②工事請負契約書もしくは売買契約書の写し
- ③借入金の年末残高証明書
- ④補助金決定通知書など補助金等の額を証明する書類（補助金等の交付を受けた方のみ）

■寄付金控除で必要なもの

①寄付先の団体から交付された寄付金の受領書など（寄付金控除）

■税務署または e-tax で申告される方は3月17日（月曜日）まで可能です。

■還付申告については、上記日程以前より申告できますが、給与支払者より給与支払報告書、公的年金支払報告書の提出がない場合は確認できませんので、申告を希望する方は、事前に電話で確認願います。（例年2月10日頃より受付）

■申告日程（土曜・日曜・祝日の受付は行っておりません）

受 付 月 日		対象地区	区分	受付時間	受付会場
2月	17日（月曜日）	浜町・元町・東町	一般	午前 9：00 ～12：00 午後 13：00 ～16：30	役場1階 第一会議室
	18日（火曜日）	本町・仲町	一般		
	19日（水曜日）	幸町	一般		
	20日（木曜日）	栄町	一般		
	21日（金曜日）	泉町	一般		
	25日（火曜日）	新泉町・新町・北興	一般	午前 9：00 ～12：00 午後 13：00 ～16：00	
	26日（水曜日）	沙留（西町・汐見町・北浜町・港町）	一般	午前 9：00 ～12：00 午後 13：00 ～16：30	沙留公民館 （講堂）
27日（木曜日）	沙留（元町・海運町・緑町・富丘・住吉）	一般			
28日（木曜日）	午前～沙留旭町 午後～指定なし	一般			
3月	3日（月曜日）	緑ヶ丘・宮下町	一般	午前 9：00 ～12：00 午後 13：00 ～16：30	役場1階 第一会議室
	4日（火曜日）	旭町・春日町	一般		
	5日（水曜日）	宇津・秋里・豊野	一般		
	6日（木曜日）	午前～農業者 午後～指定なし	農業者 一般		
	7日（金曜日） ～14日（金曜日）	指定なし	一般		

※12：00～13：00の間は昼休憩のため職員の対応はございません。基本的な対応として、職員の対応は午前中は3人、午後は2人となりますのでご承知おき願います。

※不明な点や詳しい内容についてのお問い合わせ

■紋別税務署 TEL0158-23-2191（代表）

■税務財政課 税務係 TEL82-2550（内線252・253）

北方領土の日 特別啓発月間について

我が国固有の領土である歯舞群島、積丹島、国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

この北方領土問題解決のため2月7日の「北方領土の日」を中心に、北海道独自の取組として令和7年1月21日（火曜日）から令和7年2月20日（木曜日）までを「北方領土の日特別啓発期間」と定め、北海道、道内市町村および関係団体が連携し、一層強力に北方領土問題の啓発活動を展開することとしております。

町もこの活動の一環として次の啓発事業を実施しておりますので、町民の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・「北方領土の日」ポスターの設置
- ・署名コーナー（役場庁舎内）の設置

**「全国瞬時警報システム（Jアラート）」の
全国一斉情報伝達訓練について**

「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」全国一斉情報伝達訓練の今年度4回目を下記のとおり実施いたします。このシステムは、国民保護、地震、津波、気象、災害、武力攻撃などの発生時に迅速に対応するため、消防庁から発信される情報を役場の機器で受信し、住民にお知らせするもので、定期的に訓練を行い非常時に備えるものです。

※今回の訓練は、住民の方々に参加・行動をお願いするものではありません。

◎日 時 2月12日（水曜日） 11：00頃

○実施区域 興部町内全域

○訓練内容 防災用のスピーカーより試験音声がかかります。実際の災害やミサイル発射とお間違えのないようお願いいたします。

（住民課住民活動・環境係、総務課情報防災係）

認知症カフェ in サロン「ほっと」開催のお知らせ

認知症カフェを開催いたします。日々の出来事や心配事について語り合いませんか？心配事だけではなく、嬉しかったことも皆さんで共有できる場です。

『話すことに抵抗がある…』聞くだけでの参加でも大歓迎です！この場の話題はこの場限り。お互いのプライバシーを守る集まりです。お茶をしながらお話ししましょう。

お気軽にお越しください♪

◎日 時 2月6日（木曜日）13：30～15：00（途中参加・退席も可能です）

○場 所 ふれあいサロン『ほっと』（興部町仲町・旧品田商店）

○対象者 認知症の方、認知症の方を支える家族を中心としたすべての町民の方。

○申 込 不要です。ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。

■お問合せ 興部町地域包括支援センター TEL82-4155

第45回 協会長杯兼武田杯争奪職域対抗バドミントン大会

- ◎日時 3月8日（土曜日）～9日（日曜日）
9：00 開会式 9：30 競技開始
- 場所 興部町農業者トレーニングセンター
- 種目 3月8日（土曜日）1部「1シングル・4ダブルス（団体戦）」
・団体戦「男子S・男子W・女子W・混合A・混合B」
・個人戦「男子S・男子W・女子S・女子W・混合W」
3月9日（日曜日）2部「5ダブルス（団体戦）」
・団体戦「男子W・女子W・混合A・混合B・混合C」
・個人戦「男子S・男子W・女子S・女子W・混合W」
※男子S・男子W・女子S・女子Wはどちらか1種目しか出場できません。
- 参加資格 町内外を問わず、職域・自治会・グループ等で1部は1チーム男子3名・女子2名以上、2部は男子3名・女子3名以上で編成すること
・団体戦 1部
【今までに管内大会に出場した事のある者がチーム内に入っているチーム】
・団体戦 2部
【原則として初心者を対象とする。ただし、2部の判定は協会で行う】
・個人戦（1部・2部）
【団体戦の出場チームが多い時は、中止する場合がある。】
- 競技方法 原則として、団体戦は予選リーグ・決勝トーナメントで行なう
・1部は、21ポイント3ゲームマッチ。
・2部は、15ポイント3ゲームマッチ。
・個人戦は、トーナメント戦。ただし、参加者数によりリーグ戦とする。
- 参加費 団体戦 1チーム 5,000円 個人戦 1人 500円
- その他 主審および線審は参加選手相互で行う。
・昼食は、各チームでご用意ください。
・万が一の事故につきましては、主催者として責任を負いかねますが、一日保険につきましては、全員加入します。

◎申込期限 2月28日（金曜日）必着

■お問合せ・申込 〒098-1603 興部町東町 川谷 昭 男
TEL090-9519-6566・FAX 82-3223（職場）

- ※新型コロナウイルス・インフルエンザ・マイコプラズマの対応について
- ・感染者、濃厚接触者、感染の可能性がある人や、大会当日発熱やかぜ症状がある人は出場を認めません
 - ・感染状況により中止する場合があります。

在宅ホームヘルパーを募集します

興部町社会福祉協議会では、下記のとおりホームヘルパーを募集いたします。

募 集 職 種	ホームヘルパー職員（準職員）	ホームヘルパー職員 （時間給契約職員）
業 務 内 容	○介護保険法における訪問介護および予防介護業務（入浴介助・買物・炊事洗濯など）、ハウス待機業務	
勤 務 時 間 等	○月曜日～日曜日（祝日含む） 4週8休、シフト制になります。 早番 8：30～17：30 遅番 13：00～22：00	○月曜日～日曜日（祝日含む） 8：00～22：00 （勤務時間・日数については ご相談に応じます。）
賃 金	○介護福祉士 189,500 円 ○実務者研修・初任者研修 （旧2級ヘルパー）180,600 円	○介護福祉士 時給 1,111 円 ○実務者研修・初任者研修 （旧2級ヘルパー）時給 1,061 円
各 種 手 当	○期末手当（6月、12月、3月） ○扶養手当 ○寒冷地手当 ○住居手当 ○処遇改善手当 ○通勤手当（片道10km以上）	○通勤手当（片道10km以上） ○処遇改善手当 ○期末特別賃金（12月）
保険・福利厚生	○雇用 ○労災 ○厚生 ○健康	○労災
募 集 人 数	いずれか1名	
年 齢 要 件	65歳未満で通勤可能な方	
応 募 資 格	○介護福祉士 ○実務者研修・初任者研修（旧2級ヘルパー） ※上記の資格のいずれかが必須 ○普通自動車免許（AT限定可）	
申 込 期 日	随時受付	
採 用 日	令和7年3月1日	
提 出 書 類	履歴書（顔写真付き）1通 資格証明書（写）1通	
選 考 日 時	選考日時につきましては、応募者に別途ご連絡をさせていただきます。	
お問合せ・申込	〒098-1603 興部町東町「きらり」内 興部社協ホームヘルプサービスセンター（担当 大池）TEL82-2743	

建設工事入札結果

入札月日	工事・業務・物品名	指名 業者数	落札金額 （税込・円）	落札業者名
1月8日	興部町営プール真空式 温水機等更新工事	3	6,820,000	株式会社マルコウ

高齢者生活支援ハウス入居者の募集について

高齢者生活支援ハウスの入居者を募集いたします。希望される方は **2月10日（月曜日）まで** にお申し込みください。

○募 集 戸 数 **2人用 ～ 1部屋**

※2名の方を優先させていただきますが、「**1名での申込も可**」とします。利用料の管理費につきましては「**2人用 15,000円**」の費用負担をお願いすることになりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

※1名での入居が決定した場合でも、入居後、別の1人部屋に空室が出た際には移動していただくことを、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○入 居 対 象 者 ・興部町に住所を有する60歳以上の方で、自立して生活することに不安のある方。
・入居決定後、おおよそ3週間以内に入居することが可能な方。

○入居者の決定 申請書を審査し、決定いたします。審査にあたっては、ケアマネジャーによる身体状況等調査が必要な場合があります。

○入 居 予 定 日 2月22日（土曜日）以降

○利 用 料 （1）管理費～ 2人用 15,000円
（2）事務費～ 上記管理費以外に年金等の収入により別途0円 ～ 50,000円の費用が加算になります。
（3）電気料・燃料費～ 使用料実績による
（4）食材料費～ 1人1日につき1,000円（月額30,000円）

※利用料など詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

■お問合せ・申込 福祉保健総合センター「きらり」内

興部町社会福祉協議会（担当：長谷川） TEL 82-3300

犬・猫等のペットの飼育管理の徹底について

最近、犬や猫に関する苦情が多く寄せられています。一部の無責任な飼い主によって、ペットを飼っている人全員が悪くみられてしまいます。「**自分のペットは大丈夫**」と思っている飼い主の方も、もう一度、飼い方のマナーについて考えてみてください。

特に、ペットの放し飼いは苦情やトラブル、事故等の原因となります。犬に噛まれる事故のほとんどは飼い犬によるものとなっております。「**もしも**」のことを考え、飼い主の皆様の責任においてきちんとした管理で飼われますようご注意ください。

◆放し飼いはしない！

人に嫌がられるだけでなく、よその敷地を糞尿等で荒らしたり、交通事故にあったり、野良犬・野良猫を増やす原因にもなります。昼夜を問わず、放し飼いはしないでください。

◆鳴き声に注意！

無駄吠えは、近所の人にとって大変迷惑です。番犬として吠えることも大切ですが、鳴き声が近所迷惑にならないようにすることも大切です。無駄吠えをしないよう、しっかりとしつけを行ってください。犬の無駄吠えには、散歩を毎日行うなど犬にストレスを溜めないようにすることも大切です。

◆飼い犬・飼い猫の所在をはっきりと！

首輪に電話番号や氏名を記入し、犬は鑑札と予防注射済票をつけましょう。猫にも首輪や名札をつけ、身元表示をするようにすると、迷子になっても飼い主に連絡が取れ、戻ってくる可能性が高くなります。

◆野生動物にはエサを与えない！

野良犬・野良猫でも、毎日のようにエサを与え続けた人は当然、周囲から飼い主として見なされますので、事故などが起きた場合はその責任を問われることがあります。また、直接エサやりをしないということだけでなく、キャンプやバーベキューなどで出たごみの片付けなどもしっかりと行いましょう。

飼い主がマナーを守って正しく飼うことで、近所の方やペットを飼っていない方とも気持ちよく付き合うことができます。一人ひとりがマナーを守って、人もペットも住みよい興部町にしていいため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

（住民課 住民活動・環境係）

住宅入居者募集のお知らせ

興部町では、次の住宅について入居者を募集します。
申込者に応じて、申込時の必要書類が異なりますので、お早目にご相談ください。

【募集している住宅】

- ・元町団地：(59-1-3 棟) 3LDK 1戸
- ・泉町団地：(2 号棟) 3LDK 1戸、(3号棟) 3LDK 1戸
- ・新泉町団地：(1-1 棟) 3LDK 1戸
- ・緑ヶ丘団地：(56-1 棟) 3LDK 1戸
- ・栄町団地：(B 棟) 3LDK 1戸
- ・新沙留団地：3LDK 2戸
- ・特定公共賃貸住宅：3LDK 1戸
- ・産業振興住宅：1LDK 1戸

※募集住宅の詳細は、興部町ホームページ（<https://www.town.okoppe.lg.jp>）または、下記へお問い合わせください。

【入居申込資格】

- ・町税・上下水道料・保育料等に未納が無い方。

※他にも要件等がありますので、詳しくは、下記へお問い合わせください。

【申込期限】 **2月17日（月曜日）17：15まで**

■お問合せ 建設課 住宅管財係 TEL 82-2166

